

議案第 32 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 26 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「70 人」を「100 人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

介護認定審査会の委員の負担軽減を図ることにより、効率的かつ円滑な介護認定を行うため、介護認定審査会の委員の定数を増員する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。